

## 長野県森林づくり県民税に関する基本方針について

### 1 基本的な考え方

- 「基本方針」は、第3期森林税の方向性等をゼロベースから検討するに当たり、「県として積極的に進めていく必要がある事業」を明らかにし、そのために必要な財源及び事業内容を提示して県民の皆様のご理解をいただいたもの。
- 従って、原則として「基本方針」に則って第3期森林税活用事業を進めていくことが必要
- 一方、森林税の運用の透明性を高め、より効果的な活用を図るため、庁内推進組織での検討等を通じ、事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行うとともに、県民会議等についても事業の検証機能の一層の強化を図ることとしている。
- このため、「基本方針」の趣旨及び大枠を逸脱しない範囲で、地域の要望等を踏まえて必要な制度・事業の見直しを行っていく。

### 2 新たに発生した課題への対応

- 当初基本方針作成後に新たに発生した課題を受けて、基本方針に掲げた事業内容及び事業費等について見直しの必要が生じている。
- ⇒ 次ページ「新たに発生した課題への対応について」のとおり

# 森林づくり県民税の基本方針について

## ◎ 新たに発生した課題への対応

---

### 課題1 喫緊のライフライン沿いの倒木対策等について

平成30年に県内各地で発生した台風災害等では、倒木による広範囲の停電や道路の通行止め等により、県民生活に大きな影響が生じた。県内各地には、間伐の遅れや松くい虫被害等による枯損木などが道路等の沿線に存在しているため、これらの倒木のおそれのある危険木等処理する必要があるが高まっている。

### 課題2 防災・減災のための里山整備の目標面積について

これまで防災・減災のための里山整備事業は、森林税と国庫を財源としていたが、平成31年度より国の制度が変更となり国庫が充てられなくなるため、同じ規模の森林税額で実施できる面積が減少する見込みとなった。

なお、当初計画の5,700haどおり実施する場合は森林税約4億円が不足。森林税同額で実施する場合は4,300haの計画となる。

### 課題3 観光地等の景観対策事業への高いニーズについて

第3期からの新たな取組として始めた、観光地等の景観に合致した間伐等については、松くい虫被害の拡大に伴い、景観対策の観点から枯損木処理に対する要望が多い。

## ◎ 論点；新たに発生した課題への対応について

① 防災・減災のための里山整備として、ライフライン保全のための倒木対策を優先的に実施すべきか。

- ・倒木を伴う災害が一度発生すると、倒木は、崩壊に比べて広範囲で発生することが多い。

災害	発生面積	倒木による主な影響
H30.10 台風 24 号 (諏訪管内)	・倒木 47ha (倒木発生箇所を含む、ひとまとまりの森林面積) ・崩壊 4ha	6,400 戸の停電 (最長 4 日間)

- ・間伐の遅れや松くい虫被害により危険木が散在。
- ・実施する場合は、人家、道路等のライフラインに接した危険木等が存在する森林のうち、ライフラインの重要性を考慮し優先度が高い箇所から計画対象とする。
- ・枯損木等の危険木を単木で処理できる既存の事業はない。

② 防災・減災のための里山整備の目標面積をどうするか。

- ・間伐は、人家等の保全対象に近い箇所から優先的に実施するため、残面積分は、比較的保全対象に遠い箇所に位置する。
- ・残された箇所については、所有者不明等、間伐の実施が難しくなることも予想されるが、森林所有者の意向を踏まえつつ、それぞれの箇所に応じた整備方法を検討。
- ・①のライフライン保全対策を実施する場合は、防災・減災の観点で着実に対策される箇所が増えるため、面積以外の目標（指標）も検討する必要がある。

③ 観光地の景観対策事業の予算増をすべきか。

- ・景観対策としての松くい虫被害木処理等に係る予算を増やすか。

※間伐以外の森林税活用事業について、上記の課題への対応や執行状況を踏まえて、次の観点での事業量等の調整を行ってはどうか。

- ・平成 30 年度の執行見込を踏まえた予算額の設定
- ・間伐目標を変更した場合、当該目標量に対応する関連事業量の設定（間伐計画作成業務等）
- ・平成 31 年度に追加・拡充する取組で代替できることを踏まえた事業量の設定（松くい虫被害木処理業務）

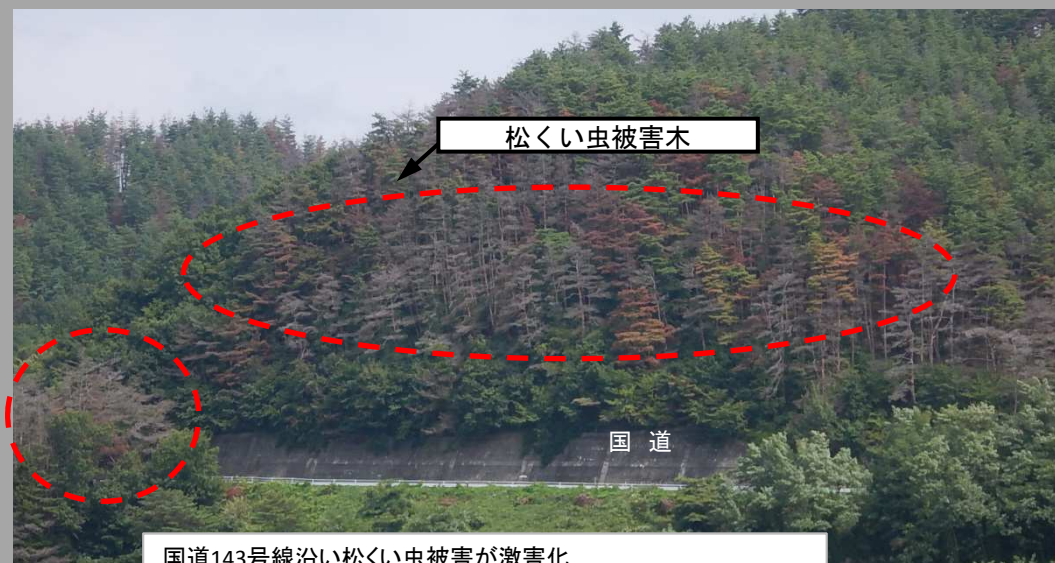
# ライフライン沿いの倒木対策



町道111号線沿いに電線が敷設され、倒木により道路の通行、停電及び水道施設に影響を与える危険性が高い



台風21号での倒木  
周辺森林の中では既に倒木が発生しているため、間伐等の森林整備とあわせ、危険木の除去を行う



国道143号線沿い松くい虫被害が激害化  
倒木により道路の通行に影響を与える危険性が高い



道路沿いの林地で松枯れが拡大しており、強風時や大雨時に国道への倒木が頻繁に発生する。

# 観光地等の景観対策(松くい虫枯損木の処理)

## 【対象箇所の事例】

長野自動車道沿いでは、近年急激に松くい虫被害林が拡大し、他エリアと比べて著しく枯損率が高く、通行車両からは枯損木が非常に目立つ状況にある。長野自動車道は長野地域と松本地域を結ぶ幹線道路であり、多くの観光客が利用することから、世界水準の山岳高原観光地の形成を目指す本県としては、景観対策の観点での枯損木の処理は喫緊の課題である。

倒木により直接道路の通行に影響を及ぼさないものの、景観上対策が必要な枯損木



(長野日報 平成30年10月3日)

## 台風24号被害 住民疲労感、岳麓の停電続く



電線にもたれかかる倒木。  
強風で倒木が相次ぎ、撤去作業に  
時間がかかっている  
=原村、「もみの湯」裏

台風24号の影響で9月30日に発生した停電は、10月2日も茅野市、富士見町、原村の一部で続いた。停電3日目となり、住民に疲労感が出てきている。中部電力長野支店によると、2日午後10時現在で、茅野市で3900戸、富士見町で約500戸、原村で約2000戸の停電が続いている。復旧は3日午後5時の見込みという。

停電世帯のために茅野市役所1階に設けられた電源コーナー。ノートパソコンとスマートフォンを持ち込んだ森真理さん(70) =同市南小泉=は夫と二人暮らし。「インターネットが不通で情報が得られず困っている。明かりがついている隣の団地を見るのは切ない」と話した。

1日午後11時ごろ復旧したという泉野中道区。伊藤辰男区長(66)は「きょうまで停電だったら区として対策を考えなければと思っていた。明かりがなければ何もできない。ヘッドライトや発電機が必要だ」と話した。

2日まで停電が続いた富士見町高森区の小林信高区長は「数日も続く停電はこれが初めて。上流では土石流も出ており、災害が現実的なものを感じられてきた。森林の管理や護岸の強化など防災対策が急務」と危機感を募らせる。

企業活動も休業を余儀なくされるなど影響が出ている。機械加工メーカーの社長は「復旧状況が分からないので従業員を退社させるかの判断もできず、機械をすぐ動かせる状態で待機している。取引先にも迷惑をかけている」と情報収集に奔走している。

原村のペンションビレッジでは、9月上旬の台風21号に続き今年2度目の長期停電に「発電機の常備が必要」「台風が来るたびに停電したら困る。民有地でも電線にかかる危ない木は事前に伐採してほしい」などの声が聞かれた。

ペンション区の松下浩史さんは前回の停電の教訓から「情報が取れないのが一番困る。車のシガーソケットから電源を取るのも一つの方法。冬場を考えると電気に頼らない暖房設備も必要では」と、防災意識を新たにしていた。

村は有線放送が聞けない世帯などを考慮し、1、2日に停電している地域を広報車で巡回。水道提供では、新たにビレッジ朝市広場の旧インフォメーションセンター前の水道の使用も呼び掛けた。

# 長野県森林づくり県民税に関する基本方針 概算事業費等一覧

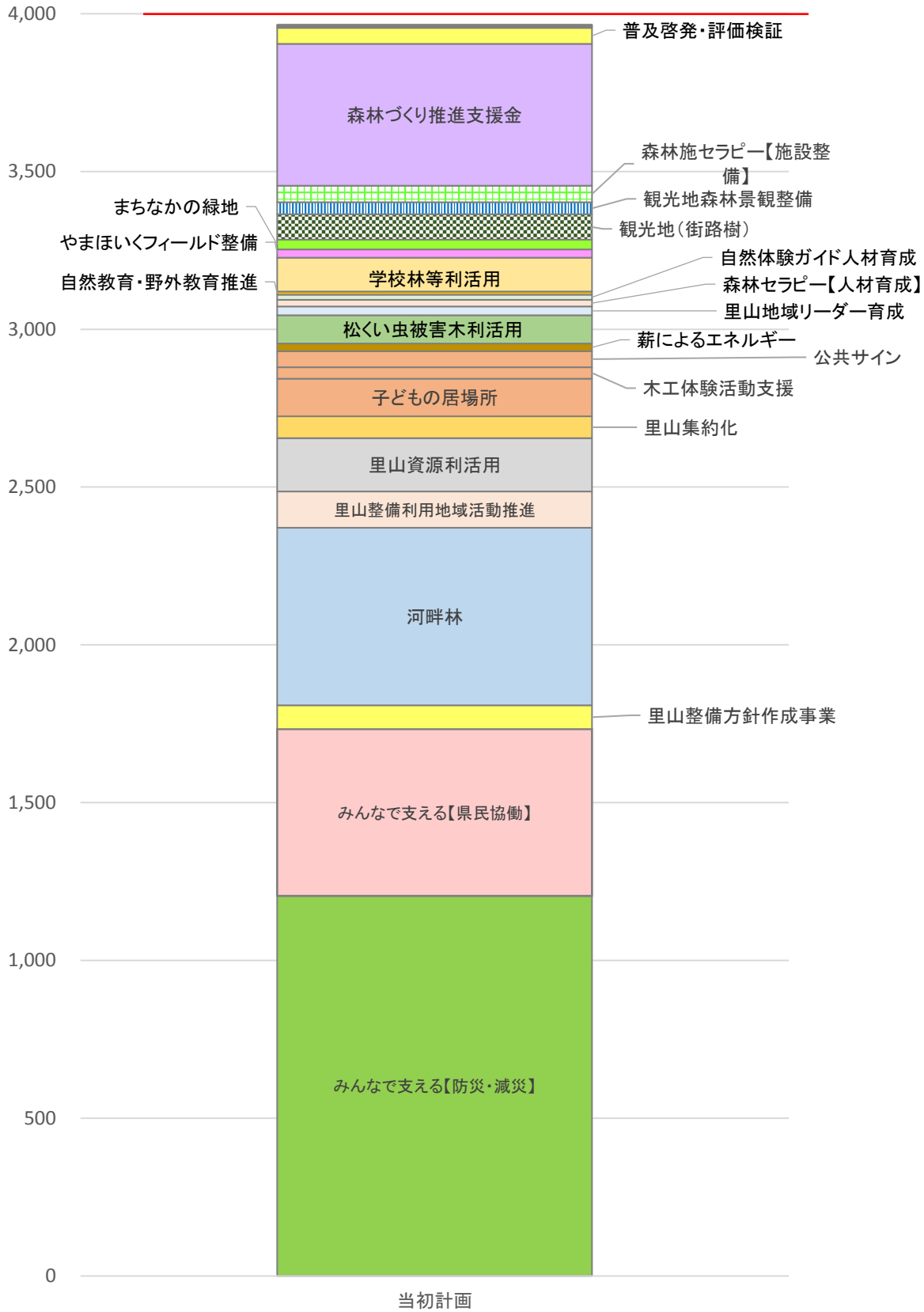
## 第3期森林税の財源内訳

区 分	財源(千円)	備 考
第2期末の基金残高	520,831	
第3期の税込	H30	668,733 予算額
	H31-34	2,680,000 @670,000千円/年×4
	H35	130,000 H34分法人税均等割
合 計	3,999,564	

区 分	事業名	基本方針			備 考 (新たな課題等)	
		目指す成果	概算 事業費 (億円)	うち 森林税 (億円)		
1	みんなで支える里山整備事業【防災・減災】	・防災・減災のための里山の整備 5,700ha	19.8	12.7	H31から国庫補助事業の充当不可に (事業費約4億円減)	
	地域で進める里山集約化事業	・防災・減災のための里山整備 5,700ha ・県民協働による里山整備 1,500ha				
拡充	みんなで支える里山整備事業【防災・減災】 ※ライフライン等保全対策				喫緊のライフライン沿いの倒木対策の必要性	
拡充	道路への倒木防止事業(危険木の伐採)					
	県単河畔林整備事業	河畔林整備 120箇所	6.0	5.6		
	みんなで支える里山整備事業【県民協働】	・里山整備利用地域の認定 150地域 ・里山の整備 1,500ha	9.5	8.4		
	里山整備方針作成事業	里山整備方針(図面)の作成 (120地域)				
	県民協働による里山 整備・利用事業	里山整備利用地域活動推進事業 里山整備利用地域の認定 150地域 里山資源活用推進事業				
	2	地消地産による木の 香る暮らしづくり事業	子どもの居場所	3.0	2.1	
木工体験活動支援			・子どもの居場所の木質化等 ・木の調度品、おもちゃ等の設置 175箇所 木工コンクール応募者数 5,500人/年			
公共サイン			公共サインの設置250枚			
薪によるエネルギーの地消地産事業	薪流通の構築モデル件数 10件	1.3	1.1			
	松くい虫被害木活用事業	実施市町村 51市町村				
3	里山整備利用地域リーダー育成事業	地域リーダー 150人育成 維持管理人材4,500人育成	0.3	0.3		
	森林セラピー推進支援事業【人材育成等】	コーディネーター育成10人、 セラピーガイド育成200人	0.4	0.4		
	自然体験促進事業【ガイド人材育成】	エコツーリズムガイドの育成				
	自然教育・野外教育推進事業	モデル的に自然教育プログラムを実施する学校 30校/5年間	0.1	0.1		
4	学校林等利活用促進事業	学校林整備 約60箇所/5年間	1.1	1.0		
	自然保育活動フィールド等整備事業	認定園の整備 約25園/5年間	0.4	0.3		
	まちなかの緑地整備事業	県民協働による市街地の緑化整備 概ね25箇所/5年間	0.8	0.3		
	観光地の景観整備 (県単道路橋梁等維持修繕費)	街路樹等の整備を行う街路延長 概ね延べ40km	1.3	1.2	松くい虫枯損木の処理を含むニーズの増	
	観光地等魅力向上森林景観整備事業	地域の景観に合致した間伐等 概ね85ha				
	森林セラピー推進支援事業【施設整備等】	森林セラピー基地の整備 10箇所	0.9	0.5		
5	森林づくり推進支援金	地域固有の課題解決に取り組む市町村 77市町村	4.5	4.5		
6	みんなで支える森林づくり推進事業	森林税の用途の認知度 30%	0.6	0.6		
	森林の里親促進事業	企業・団体等と地域との協定締結 25件/5年				
	地球温暖化防止木材利用普及啓発事業					
	地球温暖化防止吸収源対策推進事業					
合 計				39		

円万円

# 森林税活用事業 事業費内訳 (5ヶ年)



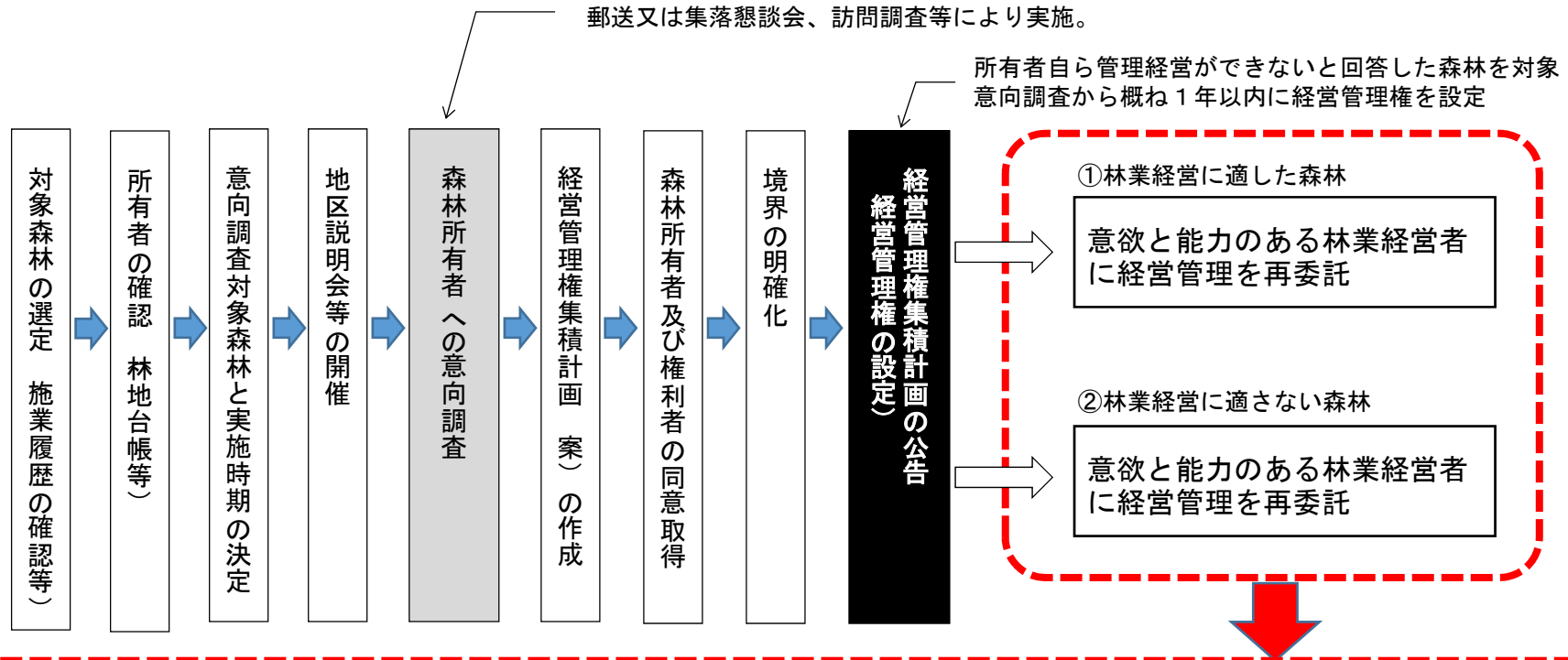


# 森林づくり県民税と森林環境譲与税（仮称）の用途との関係

森林環境譲与税（仮称）の用途については、新たな森林管理システムの推進を図るための税として創設されることから、基本的に「新たな森林管理システム」に活用することで、森林づくり県民税との役割分担を整理。説明責任は県への譲与分は県が、市町村への譲与分は市町村が担う。

	森林づくり県民税	森林環境譲与税（仮称）
用途	<p><u>「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」に基づき実施する事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「防災・減災」及び県民協働による里山の整備</li> <li>薪などの森林資源の多面的な利活用</li> <li>多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用</li> <li>地域のきめ細やかな課題への対応</li> </ul>	<p><u>基本的に「新たな森林管理システム」に活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の<u>森林の整備及びその促進に関する費用</u>に充てなければならない。</li> <li>都道府県は、森林整備を実施する<u>市町村の支援等に関する費用</u>に充てなければならない。 (税制改正の大綱 H29.12.22閣議決定)</li> </ul>
公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、毎年度、事業の内容及び目標を公表 森林づくり推進支援金は市町村が説明責任を担う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境譲与税（仮称）の譲与を受けた県又は市町村がその用途を公表</li> <li>新たに創設される税となるため、新たな取組又は追加的な取組に充当</li> </ul>
規模	<p>6.7億円 (平年ベースの税収額)</p>	<p>6.2億円 (当初段階(H31～33)の譲与額 市町村5.0億円、県1.2億円)</p>

# 新たな森林管理システムの実務



区分	①林業経営に適した森林	②林業経営に適さない森林
管理方針	木材の持続的な生産・利用 [針葉樹による育成単層林]	公益的機能の持続的な発揮 [針広混交林等の複層林]
施業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産を目的にした施業</li> <li>伐期が到来する場合は主伐・再造林を実施経営管理権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長伐期化や複層林化による非皆伐施業</li> <li>市町村が間伐等の施業を適期に実施</li> </ul>
経営管理権の設定期間	基本的に市町村が継続的に管理するための権利として設定することを想定	主伐を伴う場合は、最低でも15年以上(主伐後10年以上)の存続期間を確保
木材収入の取扱い	施業に要する費用(林業経営者の利益を含む)を差し引いた上で、森林所有者に還元	木材収入は所有者には還元されない。(市町村の費用の一部に充当)